

特定給食施設及びその他の給食施設休止（廃止）届の留意点

本様式は、健康増進法施行細則第4条及び岩手県特定給食施設等指導要領で定められているものであり、特定給食施設及びその他の給食施設における給食を休止又は廃止したとき、1月以内に当該施設所在地の保健所長に届け出なければならないこととなっているものです。

1 休止届

- (1) 施設の改築や季節労働者への給食停止など、行事等以外の理由によりある程度の期間給食を休止する場合、休止届を提出する。

なお、災害等で一時的に給食を提供できなくなった場合は除外する。

- (2) 休止していた給食施設が給食を再開する場合、開始届を改めて提出する。

2 廃止届

岩手県岩手県特定給食施設等指導要領の2に該当しなくなった場合には、廃止届を提出する。